

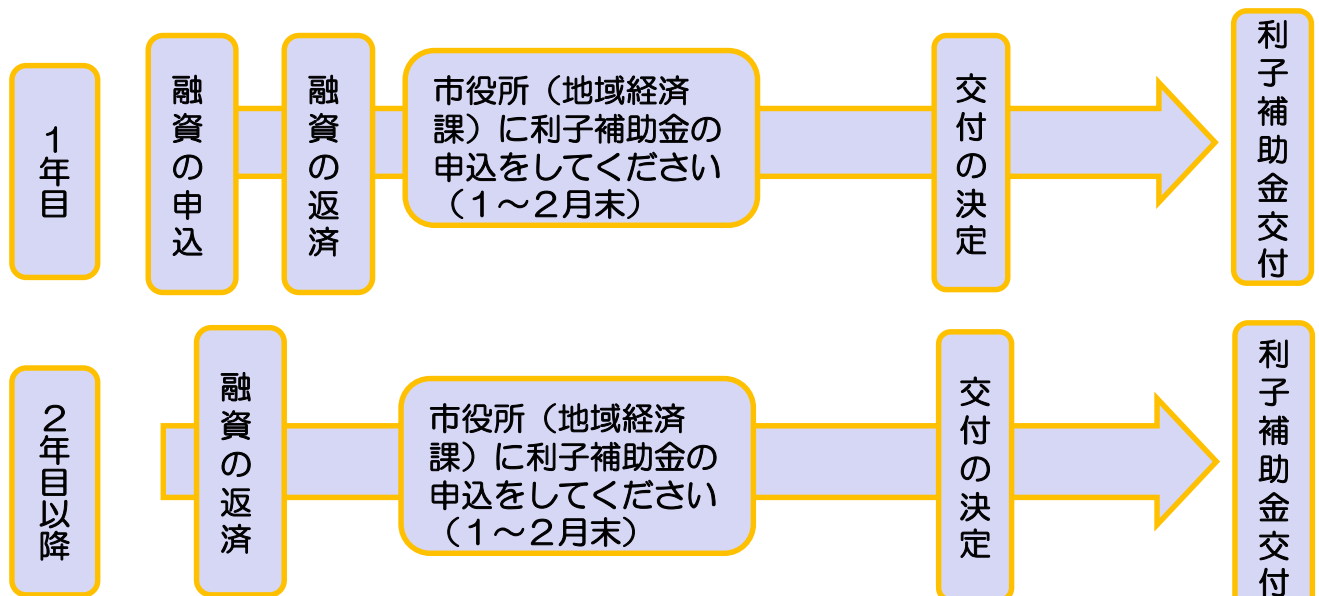
松山市平成30年7月豪雨災害 対応利子補助金のご案内

平成30年7月豪雨の被害を受けた事業者で、松山市振興資金融資制度を利用する事業者に対し、利子補助金を交付します。

<松山市平成30年7月豪雨災害対応利子補助金の概要>

- 対象者 : 次の要件を満たすもの
 - ①松山市振興資金融資制度の利用者であること
 - ②豪雨災害に係る罹(り)災証明書の交付を受けていること
 - ③豪雨災害により次のいずれかの影響を受けていること
 - ア 営業又は操業等の短縮や停止していること
 - イ 直近1箇月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少し、又は直後1箇月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少することが見込まれていること
 - ウ その他豪雨災害の対応として一時的に資金を必要としていること
 - ④補助金交付時に市税を滞納していないこと
 - ⑤豪雨災害が発生した日～平成31年3月31日に融資が実行されていること
- 対象期間 : 利子の支払開始後、初回利子支払日の属する月から3年間
(1年ごとに申請)
- 利子補助率 : 年1.5%以内
- 利子補助額 : 毎年1月～12月までに返済した利子に対し、利子補助額を算定します。

<利子補助金申請の流れ>



<必要書類>

【1年目】（提出先：松山市 産業経済部 地域経済課 中小企業支援担当）

- 松山市平成30年7月豪雨災害対応利子補助金交付申請書(様式第1号)
- 罹(り)災証明書の写し
- 平成30年豪雨災害による影響について(確認書)
- 同意書(納税確認)
- 承諾書(金融機関との情報共有等)
- 請求書

【2年目以降】（提出先：松山市 産業経済部 地域経済課 中小企業支援担当）

- 松山市平成30年7月豪雨災害対応利子補助金交付申請書(様式第1号)
- 同意書(納税確認)
- 承諾書(金融機関との情報共有等)
- 請求書

<留意事項>

- 補助金の交付時に事業継続及び市税を完納していることが必要になります。
- 2年目以降の申請期間は、原則的に1月～2月末までとし、3月以降の申請はできません。
(期間内に申請がなかった場合は補助金の支払いを行いません)
- 提出書類に不備等があれば、再提出を求めることがあります。
- 利子率・利子支払額、事業の継続等、補助金の交付に必要な情報を金融機関と松山市は情報共有させていただきます。
- 補助金の交付は、交付申請受付後、各種の審査等を行い、5月末までに松山市から事業者へ口座振替により交付します。

<お問い合わせ>

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2

松山市 産業経済部 地域経済課 中小企業支援担当

TEL : 089-948-6783

FAX : 089-934-1844